

平成29年 指定都市市長会提案 提案内容と結果（10件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 29 年	1	無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制にし、指定都市がその権限を担うこととする法改正	無料低額宿泊事業は、都道府県知事に届出を行うが、形式要件を満たせば、不適切な事業でも自治体は届出を受理せざるを得ない。 施設の設備、運営等に関しては国から指針が示されているが、事業者に対し行政指導を行っても実効性の担保が不十分である。 届出制では、事業開始後に調査や指導が可能となり、また、行政処分を行うには十分な調査や指導を経る必要があり、処分決定までに期間を要する。その期間に事業者は多くの路上生活者を施設に入所させ、提供するサービス内容について法律に規定がないことから、入所者は適切な水準のサービスを受けられない可能性がある。	対応	利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化することとなった（施行日 平成30年10月1日）。 （内容） ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入 ②現在ガイドライン（通知）で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設
	2	施設型給付費等の処遇改善等加算に係る事務の簡素化	処遇改善等加算に係る事務について、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であるなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 施設による給付額算定は困難なため、市のシステムで額を算定し請求書を作成しているが、当月分の給付費は当月内に支給と定められ、給付額算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行う必要から、市システムによる請求事務の指導・助言など多大な事務負担が発生している。	対応	処遇改善等加算Ⅰにおける賃金改善実績報告書については、簡便な算定方法に対応した様式への見直し等を行う旨、地方公共団体に通知。在職証明書などの証明事項の整理や平均経験年数の算定方法などについては、平成30年中に通知
	3	施設型給付費等の管外受委託児童に係る請求事務等の簡素化	請求及び支払に当たり、対施設や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支給事務の妨げとなっている。	対応	広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。
	4	子ども・子育て支援交付金における国要綱の早期発出及び申請スケジュールの明確化	子ども・子育て支援交付金における国要綱の早期発出及び申請スケジュールの明確化。	対応	平成30年度から、当該交付金子ども・子育て支援交付金要綱の速やかな発出を行うとともに、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。
	5	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能として欲しい。	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能として欲しい。	対応	平成28年度調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回調査時に講ずる。
	6	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査結果の情報の提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	対応	介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを通知済み

平成29年 指定都市市長会提案 提案内容と結果（10件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 29 年	7	社会資本整備総合交付金の要件緩和等 【本市発案】	現行の社会資本整備総合交付金制度では、市が維持管理している河川（中小河川）の堤防や護岸等の維持・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮している。高度成長期に整備された多数の構造物の老朽化を背景として、平成25年6月の河川法の一部改正により、維持・修繕に係る内容が規定されたことを鑑み、河川管理施設の堤防、護岸等については、中小河川のそれらについても適切な維持管理が行えるよう、交付要件の見直しを行う。	対応不可	補助条件の緩和を求める提案であるため、提案募集方式の対象外とする。
	8	社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る社会資本整備総合交付金交付要件の見直し及び明確化 【本市発案】	社会資本整備円滑化地籍整備事業については、平成28年度から社会資本整備総合交付金事業の関連事業として創設されたが、事業の実施要件との合致が難しく、また、要件が曖昧であることから、制度のより一層の活用に向けた要件の見直し及び明確化を行う。	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合に検討を行う。
	9	施設型給付対象施設における重度障害児受入に係る適切な水準の公定価格の加算設定	施設型給付対象施設では、障害児の受入に当たり、公定価格では障害児加算がなく、私立幼稚園、保育所、認定こども園で財政支援の対応が異なる。障害が重度であるなど、1:1の職員配置が必要な場合が少なくないが、財政措置・給付等が不十分で施設の負担となっている。	対応不可	補助率の引上げを求める提案であるため、提案募集方式の対象外とする。
	10	空き家住宅等の改修補助条件「地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものであること。」の廃止又は見直し	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助について、「ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものであること。」（小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12第2項第4号等）との条件の廃止もしくは見直しを行うこと。	対応不可	国費を投入するため、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、適切な期間管理されることは当然必要である。

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 29 年	1	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化	新規申請、継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改める。 継続事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減なし又は2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を伴わない継続事業」として取扱う(新規事業の追加を除く。)。 申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知し、また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行う。	対応	新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。
	2	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務において、①保険情報(加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)②収入情報(障害年金関係情報)をマイナンバーによる情報連携ができるようにする。	対応	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。
	3	マイナンバーカード申請受付の条件緩和化	通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請はJ-LISで受付できなくなってしまうが、これを受付可能にする。 また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12桁のマイナンバーを書き忘れると申請が受付にならない上に住民への連絡も行われないため、混乱が生じていることから、申請を受け付けるか、不備の連絡を住民に行うようにする。	対応	氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、検討の結果、システム改修等を行い、記載事項変更前の交付申請書を用いた場合でも、変更後の情報に基づき申請受付を可能とした。 手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であって、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体情報システム機構から住所地市町村(特別区を含む。)へ情報提供を行うこと等を実施する予定

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成29年	4	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改める。 また、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討、徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う措置を講じる。	対応	老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務については、地方税法22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。
	5	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加	マイナンバーで情報連携できる特定個人情報とは、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られるが、予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務の処理においては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和する。	対応	予防接種の実施に関する事務については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。
	6	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加	予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報もマイナンバーで利用できるようにする。	対応	予防接種法による予防接種の実施に関する事務については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。
	7	自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止	自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止	対応	指定市町村が競輪を開催する際の届出(2条)に係る都道府県經由事務については、廃止する。
	8	農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」の見直し	「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化	対応	国産農産物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進事業による措置をした。また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとすよう、地方農政局に平成30年1月9日付けで文書等で周知した。

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成29年	9	道路占用許可に係る基準の弾力化	道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切と認める場合には、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、道路占用許可基準の弾力化を求める。	対応	道路の占用の許可(第32条1項)については、同許可に係る無余地性の基準(第33条1項)の充足について道路管理者が判断するに当たり、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できること及び都市再生特別措置法に基づく道路の占用の許可基準の特例を受けるに当たり、公共公益施設の整備に関する事業等を記載事項に含まない都市再生整備計画を策定することが可能であることについて、これらの取扱いに係る活用事例集を作成し、各地方整備局等、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、警察庁、地方公共団体に改めて周知
	10	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和	駅前広場等において立体道路制度を活用するため、交通結節点を対象として、都市計画法第12の11及び建築基準法第44条第1項第3号において自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている道路の適用要件を緩和する。	対応	立体道路制度については、道路の上下空間を立体的に活用する事業のニーズに関する調査の結果を踏まえ、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法2条3項)の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用が可能となる方向で検討し、平成30年中に結論を得る。
	11	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収している。 この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度を改正する。	対応	災害援護資金の貸付利率については、条例により市町村(特別区を含む。)の判断で設定できるようにすることとし、その旨を地方公共団体に周知した。
	12	感染症病床と結核病床の区分解消による結核入院体制の見直し	結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、二類感染症として整理されているが、医療法においては、結核病床及び感染症病床に区分されたままである。近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることを踏まえ、両病床を一体として運営することができるよう制度や取扱いを見直す。	対応	結核患者については、同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと(施行規則10条5項)を遵守できている場合において、感染症病床に入院させることが可能である旨の通知を地方公共団体にに対して発出した。
	13	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定に係る有効期間の延長	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長する。	対応	核酸アナログ製剤の認定の更新手続に関しては、平成30年2月の肝炎治療戦略会議での意見等を踏まえて、診断書又は検査内容がわかる資料が提出された認定以降2回目までの認定においては、当該資料の省略を可能とした。また、当該資料の省略をした場合には、協議会に意見を求めることを省略することができるとした。 また、核酸アナログ製剤治療の更新認定に関して、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無については、肝炎治療戦略会議等の有識者の意見も踏まえて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 29 年	14	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	福祉系の学科・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	対応	介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成していけるよう、介護福祉士を確保する方策について地方公共団体の意見も踏まえつつ検討し、平成31年度中に結論を得る。
	15	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間見直し	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。	対応	介護福祉士試験の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者数が減少した要因を分析した上で介護福祉士の量を確保する方策について検討し、平成30年度中に結論を得る。
	16	介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し	介護福祉士修学資金等貸付制度の各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする。	現行規定で対応可能	介護福祉士等修学資金貸付制度については、都道府県等が各貸付事業間の配分額を調整可能であることを、平成30年3月1日に開催した厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議において都道府県に対して周知を図った。
	17	特定事業所集中減算の制度の見直し	居宅介護支援事業に係る特定事業所集中減算の制度について、平成27年度の介護報酬改定前の制度に戻すことを求める。	対応	特定事業所集中減算について請求事業所数の少ないサービスや、主治の医師等の指示により利用するサービス提供事業所が決まる医療系サービスは対象サービスから除外することとし、対象サービスを訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与とした。
	18	市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の簡素化	特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域内の広域型と地域密着型を合わせた総数に変更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議が整ったときは、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにする。	対応	市町村介護保険事業計画の変更に伴う都道府県介護保険事業支援計画の変更の手続を迅速に行うために、考えられる都道府県及び市町村が留意すべき事項について、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成30年3月6日開催）において周知した。 市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。
	19	喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲	喀痰吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務について、指定都市に権限を移譲する。	対応	平成30年2月に、指導監督上必要に応じて都道府県と都道府県以外の地方自治体の間で情報の連携が図られるよう、社援基発0208第1号「指導監督上における登録喀痰吸引等事業等に係る情報の連携について」にて通知を発出した。 また、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、平成32年度までに更なる検討を行う。
	20	喀痰吸引等研修の見直し	喀痰吸引等研修について受講しやすい環境を整備する。	対応	喀痰吸引等研修の受講環境の整備については、研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成30年度中に結論を得る。

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 29 年	21	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和	精神医療審査会に当日出席できない委員について、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席する場合には、事前に欠席する委員から意見を聴取することで議事を開催し議決することができるよう、規制を緩和する。	対応	精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用を可能とすること等について検討し、平成30年中に結論を得る。
	22	一時預かり事業に係る人員基準の見直し	一時預かり事業の実施においては、現行でも保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合に、保育士1名で実施可能とする等の緩和がされているが、例えば、保育所等と一体的に一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員の配置が加配（配置基準より多く配置）されており、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名又は②子育て支援研修修了者1名の人員配置で一時預かり事業を実施できるよう求める。	対応	1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、本事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かり、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者1名で当該事業を実施することができることとし、平成30年度中に要綱を改正し、所要の措置を講ずる。
	23	子育て短期支援事業の実施に関する見直し又は明確化	介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう、制度の見直し又は明確化を行う。	対応	平成30年3月20日に開催した「全国児童福祉主管課長会議」において、子育て短期支援事業については、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることが可能である旨、会議資料に記載の上、説明し周知した。
	24	児童扶養手当において転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きの規制緩和	転出と同時に児童扶養手当が資格喪失となる場合に転出前の自治体で資格喪失手続きができるようにする。	対応	児童扶養手当に係る受給資格喪失の届出については、交際相手との同居等を理由に転出し、転出と同時に事実婚関係となった場合で、児童扶養手当受給者より申出のあった事実婚関係の発生日と当該者に係る住民基本台帳上の転出日及び転入日が同日であった場合、転出元の地方公共団体で資格喪失届を受理し、転出先の地方公共団体への異動等の確認をもって、転出元の地方公共団体による資格喪失手続きができることについて、地方公共団体に通知した（平成30年3月23日付事務連絡「児童扶養手当資格喪失届の取扱いについて」）。
	25	ひとり親家庭等への学習支援に関する国庫補助体系の見直し	生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援の国庫補助制度について、両制度の対象者を一括して支援するため、ひとり親家庭の制度内容で補助制度を一本化する。	対応	生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びひとり親家庭等生活向上事業のうち子どもの生活・学習支援事業を一体的に実施する場合については、効果的・効率的に事業を実施するため、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業とひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等の事例把握を行った上で、効果的・効率的な事務の実施に参考となる情報を、地方公共団体に平成30年中に周知する。

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成29年	26	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。	対応	職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。
	27	子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和	子育て短期支援事業の実施場所は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設とされているが、里親のリクルーティング・マッチング・支援を行う里親支援機関を介して里親に委託した場合にも、当事業を実施できるよう、制度を見直す。	対応	子育て短期支援事業の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成30年度中に結論を得る。
	28	児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減	児童扶養手当受給者が公的年金給付を遡及して受給し、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、遡って手当を返還させる必要があるため、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにする。	対応	児童扶養手当の受給者が遡及して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還については、児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担も踏まえつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策や、日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成30年中に結論を得る。
	29	就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実	保育士修学資金貸付等制度における就職準備貸付について、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付できるよう制度改正する。	対応	就職準備金貸付事業について、一層の活用を図るため、厚生労働省HPにて各自治体の取組状況を周知 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201621.html)
	30	国土利用計画法第39条に基づく土地利用審査会の委員の任免に係る手続の簡素化	土地利用審査会は、地方自治法第138条の4第3項規定に基づき、国土利用計画法第39条の規定により設置される知事の附属機関であるが、その委員の任免については、附属機関の中で唯一、行政委員等の任免と同じく議会の同意が必要とされていることから、他の附属機関と同様な簡素な事務手続きにする。	対応不可	平成26年の提案募集において議論済み。平成26年対応方針では「土地利用審査会(39条10項)については、委員任期の延長や審査会開催方法の簡素化など事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う」とされ、国土交通省において、土地利用審査会の委員任期や開催方法等について、毎年5月頃に自治体向けに配布する基礎資料や全都道府県・政令市を構成員とする土地対策全国連絡協議会の場等を活用して情報提供している。新たな支障事例を示すことが必要
	31	土地利用審査会の委員の任命に係る議会同意規定の廃止	土地利用審査会の委員の任命に係る議会同意規定を廃止する。		

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 29 年	32	区地域協議会構成員要件の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により定められている地域協議会の構成員要件について、各市町村の条例により構成員を規定できるよう、規制を緩和する。	対応不可	区は、指定都市において、当該区の区域内の住民に対して身近な行政を円滑に処理するために設けられるものであり、そこに置かれる区地域協議会は、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として区の行政を補完するための制度である。このことから、区地域協議会の構成員については、当該区の区域内の住所を有する者に限っているものであり、構成員について、条例により、区の区域内に住所を有する者以外の者からも選任することができることとする提案は適当ではない。
	33	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要としている。しかし、このような場合、議会が否決することはないと考えることから、他の構成団体の議会の議決を廃止する。	対応不可	一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼし、共同処理するものとされた事務は、規約に定められた構成団体の権能から除外される。このため、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でない。なお、地方公共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において軽易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えなく、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものであり、それぞれの地方公共団体において判断すべき事項と考えている。
	34	災害救助法の救助範囲の拡大	現行の災害救助法の救助範囲（救助費の対象範囲）からは、家屋被害認定調査、罹災証明発行業務は対象範囲外とされているが、国や被災自治体からの要請により派遣した応援職員に係る家屋被害認定調査、罹災証明発行業務については対象となるよう、救助範囲を拡大する。	対応不可	災害救助法に基づく応急救助を行った際に発生する旅費、通信費、委託費など救助事務に要した費用は、災害救助費として認めている。家屋被害認定調査については、災害対策基本法に基づき本来的に市町村が行うべき事務となっていること、また、罹災証明発行業務は、応急救助とは別に各種制度による支援のための証明書として多岐にわたり活用されることから、災害直後に応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るという災害救助法の目的に照らして、災害救助費の対象とすることは困難である。
	35	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行う。	対応不可	平成26年の提案募集において議論済み。「特別基準についても、あらかじめ法令上基準を設定することが困難な中で、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているものであり、提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない」と回答している。新たな支障事例を示すことが必要

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 29 年	36	後期高齢者医療保険料の年金特別徴収の変更希望制度導入	後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収への変更を可能とする。	対応不可	介護保険料と合わせた後期高齢者医療制度の保険料額が年金額の2分の1を超える場合には特別徴収の対象としないことで、生活の基礎となる年金からの天引き額が過大になることを防ぐという本制度の趣旨に鑑みると、仮に被保険者の要望があるとしても、年金から従来の水準を超えて天引きを行うことには慎重であるべきであり、現行制度を維持するべきであるとする。また、仮に提案の取扱いとした場合であっても、上述の本制度の趣旨に鑑みれば、特別徴収への切り替えについて、被保険者に丁寧に説明し、正しく理解していただくことが必要である。 しかし、保険料賦課決定から国保連合会への徴収依頼情報の通知に関するスケジュールを考慮すると、対象被保険者全員に対して丁寧に説明した上で、意思の確認を行うことについて、全国統一的・安定的に運営することは困難である。 被保険者から次年度の徴収についての同意を事前に得ることとするの提案については、それによって被保険者が保険料及び年金の受取額等を把握する前に同意を得ることとなり、不適切である。また、提案の中で苦情の原因とされている特別徴収と普通徴収を繰り返すことを防ぐ方法としては、普通徴収における口座振替を案内することも考えられる。
	37	地域医療の推進（国等が保有する医療関連データの活用）	国が保有するNDBデータ（レセプト情報・特定健診等の情報）について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図る。 また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図る。	対応不可	平成28年の提案募集において議論済み。厚生労働省はガイドラインの改正を行う等、データ提供の範囲を徐々に拡大しているところであり、まず厚生労働省に対してデータ提供依頼を行った上で、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要
	38	介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の欠格期間を（社会福祉士の欠格期間と同様に5年→2年に）緩和する。	対応不可	介護保険制度では、要介護者等に対して、その心身の状況や置かれた環境等に即しつつ、心身の状態や個々の課題（ニーズ）等を十分把握した上でケアプランが作成され、それに基づき適切な介護サービスが提供されるようにするケアマネジメントの仕組みが導入されており、そのケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っている。 また、介護支援専門員は、要介護者等に身近に接するとともに、介護保険サービスの調整や給付管理、他のサービス事業所の請求事務にも関わっていることから、不正請求等の不正行為を起こさないよう、高い倫理観並びに法令遵守が特に求められる。 そのため、介護支援専門員の資格取得にあたっては、社会福祉士や介護福祉士等の法定資格に基づく業務等に通算して5年以上従事することを試験の受験要件としており、また、不正行為等により登録が消除された後の欠格期間を社会福祉士や介護福祉士等の欠格期間より長く設定している。 このような仕組みが、介護支援専門員や介護保険制度全体に対する信頼感の維持に寄与しているところであり、今回の提案のように、介護支援専門員の欠格期間を短縮することは、介護支援専門員による不正行為を抑止する効果や介護支援専門員等に対する信頼感の低下につながるものであり、慎重な検討が必要である。介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和については、各都道府県に対する実態調査を行った上で検討する。

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 29 年	39	動物収容・譲渡対策施設の整備に係る補助金交付対象の追加	環境保全施設整備費補助金のうち、動物収容・譲渡対策施設整備事業に係る補助金交付対象に、県と市町村の共同設置による整備事業を新たに追加する。	対応不可	現状、複数の団体が共同で施設を整備し、その団体すべてが施設整備に係る補助を受けるためには、それぞれの持ち分が明確に区分されている必要があるが、本提案を踏まえ、制度の見直しを行っていく。 ※本提案について、具体的に対応するものではないため、対応不可に区分
	40	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の都道府県への配分について、整備交付金と推進交付金を一括して配分するよう、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱を見直し、鳥獣被害対策の効果的な推進が可能となる制度とする。	対応不可	鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止計画に基づく取組を支援するものであり、具体的には有害捕獲等を内容とする推進事業、処理加工施設や侵入防止柵等の整備を内容とする整備事業で構成されており、予算使用上の目的に応じて、予算の項（本交付金は農山漁村活性化対策費）や目（本交付金は、農山漁村活性化対策推進交付金と公債発行対象経費である農山漁村活性化対策整備交付金で構成されている。）が定められている。 一方、本交付金に限らず、歳出予算は国会の審議を経るものであり、財政法の趣旨を踏まえ、その目的に従って執行されなければならない、予算の流用を無制限に行うことになると、予算を区分し国会の議決を求めることとした意味が失われることになるので、例えば、同法において、予算統制を期する観点から、「各省各庁の長は、各目の経費の金額については、財務大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。」と規定されている。 このため、交付要綱においても、目の異なる推進事業と整備事業の流用をしてはならない旨の規定を定めているところであり、公債発行対象経費ではない推進事業と公債発行対象経費である整備事業の一括配分は行わないものである。 また、本交付金については、平成30年度においても鳥獣被害対策等に必要の予算を推進事業、整備事業として確保した。補助事業者及び間接補助事業者においては、昨今の鳥獣被害の状況や財政事情等を十分踏まえ、予算の範囲内において、鳥獣被害の軽減に向け、不用額が生じることの無いよう計画的かつ効率的に予算執行してほしい。なお、本交付金において、捕獲活動経費の直接支援は行っているが、捕獲報償金の支援は行っていない。
	41	長寿命化推進のための補助対象範囲の拡大	公立学校施設の大規模改造（老朽）において、躯体の長寿命化に影響する屋上防水事業等についても補助対象となるよう、対象範囲を拡大する。	対応不可	屋上防水工事については、現行制度においても屋上防水と外壁の改修の同時施工を補助対象としている。また、この点について文部科学省では、各都道府県教育委員会を通じて域内市区町村教育委員会に周知している（28施助第40号 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知 [6]大規模改造を参照）。 なお、防水工事単体で行う場合など、維持管理に係る経費については、国と地方の役割分担から地方の一般財源で実施することとされており、この維持管理の経費については地方交付税による所要の措置が講じられている。

平成29年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（44件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 29 年	42	高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月（定時制等の場合は48月）とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和する。	対応不可	H27年の提案募集において、議論済み。「留年等により高等学校の修業年限を超えて在学しているものが受けられる就学支援金の総額との均衡や無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から適切ではない」と回答しており、その後の新たな情勢変化等、改めて支障事例等が具体的に示された場合に検討を行う。
	43	公立高等学校施設の老朽化対策及び安全対策のための財政支援について	公立高等学校施設の老朽化対策である大規模改造事業、長寿命化改修事業及び建替事業並びに非構造部材の耐震化事業等について、学校施設環境改善交付金の補助対象とするよう補助制度を拡大する。	対応不可	公立高等学校建物に係る施設整備については、国と地方の役割分担から地方の一般財源で実施することとされているが、耐震補強や長寿命化改修を含む一部の事業については、一定の要件を満たした場合において、地方交付税による所要の措置が講じられている（公共施設等適正管理推進事業債等）。
	44	学校給食施設整備に係る補助の見直し	学校給食施設整備事業について、施設を改修する整備に対しても補助対象とする。	対応不可	学校給食施設整備事業の施設改修事業については、平成16年8月24日の「国庫補助負担金等に関する改革案～地方分権推進のための「三位一体の改革」～」（地方六団体）等において、「平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金」の中に含まれるなどしていた。 その後、平成17年11月30日の「三位一体の改革について」（政府・与党合意）において、建設国債対象経費である「施設費」については、地方案にも配慮し、その一部について税源移譲することとされ、国と地方の役割分担から本事業も平成17年度限りで補助金としては廃止し、税源移譲されるとともに、所要の地方財政措置が講じられている。